

三芳町交通事故防止特別対策推進計画

1 趣旨

町ではこれまでも、交通事故防止対策として近隣市や東入間警察署、町内交通安全関係団体と連携して、街頭キャンペーンや交通安全教室の開催、危険箇所での通学指導などのソフト事業はもとより、交通安全施設の設置及び点検整備などのハード事業の両面から、積極的に事業を実施してまいりました。

しかしながら、町内では今年に入って交通事故が多発し、死亡事故者数が4名となったことから、三芳町は埼玉県知事から「交通事故防止特別対策地域」に指定されたところ です。

これを受け、町では、町長を本部長とする交通事故防止特別対策本部（以下、本部という。）を設置し、指定期間の間、関係機関の協力を得て集中的に交通事故防止対策を実施するため、本計画を策定するものです。

2 指定期間

平成24年9月25日（火）～12月24日（月）までの3か月間

3 目標値及び重点施策

本部では、期間中における交通死亡事故の目標値を「0人」と定め、「三芳町交通事故防止特別対策大綱」に基づき、以下のとおり重点施策を推進します。施策の推進にあたっては、県、警察及び各関係機関と協力して、期間内に集中的に事業を実施するとともに、広く住民に交通事故防止を呼び掛け、まちぐるみで交通安全意識の高揚を図るものです。

4 重点対策

（1）幹線道路における交通事故の防止

①交差点における立哨活動など通過車両対策の強化

【自治安心課、総務課、学校教育課、道路交通課、東入間警察署】

ア) 関係団体による交通安全街頭活動（交通安全推進団体、行政区等）

イ) 三芳町職員による交通安全街頭活動

ウ) 交通指導員による登校時における交通指導の強化

エ) 町内小・中学校の通学路における交通安全指導

②交差点を中心とした道路環境の整備 【道路交通課、学校教育課、東入間警察署】

- ア) 町道内の道路施設における安全点検の推進
- イ) 交通安全事故防止特別対策に基づくハード面の計画・整備の推進
- ウ) 道路幅員が確保されている箇所へのガードレール、ガードパイプ等の設置推進
- エ) 通学路の安全点検及び歩道整備推進
- オ) 道路診断に基づき、警察本部から指摘を受けた箇所の路面標示
- カ) 危険箇所への看板等の設置

(2) 高齢者の交通事故防止

①高齢者団体との連携による交通安全教育の推進

【自治安心課、福祉課、関係各課、東入間警察署】

- ア) まちづくりネットと協働による交通安全教室
- イ) シルバー人材センターによる交通安全啓発活動

②高齢者に対する啓発活動の強化

【自治安心課、公民館、関係各課、東入間警察署】

- ア) 高齢者の交通安全啓発（交通安全母の会によるお達者訪問及び高齢者声かけ隊）

(3) 自転車の交通事故防止

①自転車利用者に対する啓発活動の積極的推進

【学校教育課、自治安心課、関係各課、東入間警察署】

- ア) 町内小学校での自転車免許制度の実施
- イ) 町内中学校における自転車安全教育の実施
- ウ) 自転車安全利用指導員による街頭啓発活動

②通勤通学時における街頭指導の強化

【自治安心課、学校教育課、関係各課、東入間警察署】

- ア) 交通指導員による登校時における自転車利用者への街頭指導の強化
- イ) 登下校時の通学路危険個所の見守り（教職員、スクールガード、PTA）

(4) 住民に対する交通事故発生情報の積極的な提供

- ア) 防災無線を活用した交通安全の呼びかけ 【自治安心課】

- イ) ホームページ、ツイッター及び地域コミュニティメールを活用した交通安全の啓発 【自治安心課、政策秘書室】

- ウ) 交通安全啓発チラシの作成（全戸配布及び街頭活動用） 【自治安心課】

- エ) 交通安全啓発用の「のぼり旗」の作成及び町内設置 【自治安心課、道路交通課】

- オ) 広報車による交通安全の啓発活動（庁用車及び東入間交通安全協会車両）

【自治安心課、財務課、学校教育課、道路交通課】

- カ) 交通安全記事の広報みよしへの期間内毎月掲載（特集を含む） 【政策秘書室】

- キ) 特別対策啓発懸垂幕の掲示（役場入口交差点付近） 【自治安心課】

- ク) 期間内の開催イベント等における交通安全啓発（のぼり旗・チラシ）

【観光産業課・生涯学習課・福祉課・関係各課】

- ケ) 推進会議関係団体による会員への特別対策趣旨の周知徹底と事故防止対策の促進

- ・安全運転の励行推進、交通安全教育・講習の推進
- ・保有する車両や安全施設の点検整備強化、その他事故防止対策の推進
- ・本部が実施する交通安全の広報活動・街頭活動に対する協力

【自治安心課・関係各課】

(5) 交通安全教育、研修の充実

ア) 幼児・児童・生徒対象の交通安全教育の推進

【自治安心課、学校教育課、こども支援課、関係各課、東入間警察署】

イ) 役場職員対象の自転車運転講習及び交通安全研修

【財務課、総務課、東入間警察署】

ウ) 学校教職員対象の研修及び特別対策の趣旨の周知徹底 【学校教育課】

(6) 交通事故防止推進施策の継続

町は、指定期間終了後も交通事故防止推進体制の継続に努め、交通事故防止を図るものとしします。

5 推進体制

三芳町交通事故防止特別対策本部において、計画の進行管理を行います。